

平成 27 年度第 1 回土佐清水市総合教育会議 会議概要

■開催日時：平成 27 年 6 月 23 日（火） 13:25～（14:20 終了）

■開催場所：市役所 2F 市長応接室

■出席者

構成員：泥谷市長、竹田教育委員長、山本教育委員、福重教育委員、三浦教育委員、弘田教育長

オブザーバー：磯脇副市長

事務局：早川課長、中津課長、倉松課長補佐、横山課長補佐

◇会議次第【司会進行：早川課長】

1 開会【泥谷市長あいさつ】

2 議事

(1)土佐清水市総合教育会議について【弘田教育長説明】

今回の法改正に至った経緯と総合教育会議について説明。

H23 滋賀県大津市のいじめ自殺事案、H24 大阪市立桜宮高校の体罰による自殺事案における責任の所在や隠蔽体質が社会的批判を招き、この 2 事案がきっかけとなり教育再生実行会議で議論が始まった。その後、中央教育審議会教育制度分科会、与党教育委員会改革ワーキングチームで議論が重ねられ、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、本年 4 月 1 日より施行された。

改正ポイントは、①教育長と教育委員長の一本化（新教育長）、②教育長へのチェック機能強化と会議の透明化、③総合教育会議の設置、④教育大綱を首長が策定、以上の 4 点。①②については、移行措置として、現教育長の任期の間は、現体制でも良いこととなっていることから、泥谷市長と協議の上、現体制で行く了承を得ている。

総合教育会議の設置目的は、①市長と教育委員会が同じ場で協議し、意思疎通を図ること、②市の教育課題の改善、③市の教育のあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進とより良い教育行政の執行に努める、以上の 3 点。

本会議は市長が招集し、構成員は市長と教育委員会。協議・調整事項は、①教育大綱を市長教育委員会と協議のうえ策定、②教育に関し重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置、以上の 3 点。

教育委員会は引き続き、執行機関として成立し、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

(2)土佐清水市教育振興基本計画について【中津課長説明】

本計画は教育基本法第 17 条に基づき、目指すべき教育の基本的方向性や重点的に取り組むべき行政諸施策を明確にし、本市教育のより一層の振興を図るため平成 25 年に策定。（計画期間は H25～29 年度の 5 年間）

「ふるさとを愛し、ジョン万スピリットを持った心豊かな人づくり」を基本理念とし、目指すべき人間像を 3 点掲げている。この基本理念の目指す人間像を実現するために、達成すべき基本目標として、①信頼される学校、開かれた学校づくりの推進、②確かな学力の定着と自立する力の育成、③豊かな心と健やかな体の育成、④生涯を通じた多様な学習活動の推進、⑤教育条件・環境の整備、以上の 5 項目を掲げている。この 5 項目の中に、計 59 の具体的施策を盛り込み、現在取り組みを実施中。（今年は本計画の中間検証を実施予定）

(3)土佐清水市教育大綱について【泥谷市長】

大綱に対する考え方について説明。

「土佐清水市教育振興基本計画」は、本市の状況等を鑑み、きっちりとした基本理念のもと策定されていることから、新たに大綱を策定するのではなくて、この「土佐清水市教育振興基本計画」を大綱としたい。

【市長の大綱に対する考え方について、全会一致で承認】

(4)その他【事務局】

本会議の開催回数について事務局提案。

今日を含め定例会は年3回開催し、開催時期は、1回目を5月頃、2回目は予算編成前の10～11月頃、総括として年度末（2月頃）に3回目を実施することとし、緊急に協議しなければならない事項が発生した場合には、随時市長が招集して開催する。

【事務局提案について、全会一致で承認】

(14:20 会議終了)